

紀州材認証システム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県が発注する公共事業等で使用する木材が紀州材であることの証明について必要な事項を定め、公共事業等における紀州材の利用推進により、紀州材の安定した供給を図り、もって和歌山県の森林整備・環境保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「紀州材」とは、和歌山県内の森林で生産され、和歌山県内で製材加工された木材及び木材加工品とする。

- 2 この要綱において「生産者」とは、和歌山県内の原木市場及び木材共販所、「木材・木材製品の合法性持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年林野庁制定。以下「ガイドライン」という。)に基づき素材生産を行っている森林所有者、素材生産者及び森林組合並びにガイドラインに準じた方法により素材生産を行っている者をいう。
- 3 この要綱において「証明者」とは、「和歌山県木材業者等の登録に関する条例」(和歌山県条例第14号。)に基づく登録(以下「木材業者等登録」という。)を行い、生産者から紀州材の原木を入荷し、最初に加工を行った者で、この要綱に基づき登録を行った者をいう。
- 4 この要綱において、「流通者」とは、証明者から紀州材を入荷し、その流通に携わる者をいう。
- 5 この要綱において、「使用者」とは、証明者や流通者から紀州材を購入して公共事業等で使用する者をいう。
- 6 この要綱において、「紀州材証明書」(別記様式第1号)とは、この要綱に基づき証明者が発行する、紀州材であることを証明するための書類をいう。

(紀州材証明書)

第3条 この要綱に基づき発行する紀州材証明書は、和歌山県が発注する公共事業及び補助事業で使用する紀州材についてのみ効力を有する。

- 2 この要綱に基づき発行する紀州材証明書は、紀州材であることの証明をするものであって、材の品質等を担保するものではない。

(生産者等の責務)

第4条 生産者、証明者及び流通者は、次に掲げる事項について誠実に実施するものとする。

- (1) 紀州材とその他の材を現場及び書類で適正に分別管理すること。
- (2) 紀州材の取扱いに当たっては、自らの責任において適正に制度を運用し、紀州材の積極的な需要拡大に努めること。
- (3) 紀州材の使用者等に対し、紀州材に関する情報を積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めること。

(証明者の登録及び証明書の交付)

第5条 紀州材証明書を発行しようとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、第4条に掲げる事項を遵守する旨を誓約するとともに、紀州材証明者登録申請書(別記第2号様式)に必要事項を記入し、紀州材の保管場所等を記載した図面を添付して知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、紀州材証明者登録申請書の提出があったときは、その内容を確認の上、適切と認めた

場合は、紀州材証明者登録通知書（別記第3号様式）を申請者に送付し、紀州材証明者登録台帳（別記第4号様式）に登録するものとする。

- 4 紀州材証明書の発行の依頼を受けた証明者は、伝票等により当該依頼に係る木材又は木材加工品が紀州材であることが確認できたときのみ生産者とともに紀州材証明書を発行し、当該依頼をした者に交付する。
- 5 証明者は、流通者がこの要綱の規定に違反したときは、紀州材証明書の発行を取り消すものとする。

（証明者の公表）

第6条 知事は、前条の規定により登録した証明者の名称、登録番号その他知事が必要と認める情報をホームページ等により公表することができる。

（有効期間）

第7条 証明者の登録の有効期間は、木材業者等登録の有効期間と同一とする。

（登録の更新）

第8条 証明者の登録の更新については、第5条を準用する。

（登録の変更）

第9条 証明者は、登録内容に変更があった場合は、紀州材証明者登録内容変更届（別記第5号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第10条 証明者は、自己都合により登録を抹消したいときは、登録抹消申請書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、登録を抹消する。

（登録の取消し）

第11条 知事は、証明者がこの要綱の規定に違反したときは、その登録を取消し、又は改善のために必要な指導を行うことができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消そうとするときは、あらかじめ同項の証明者に対して意見を述べる機会を与えるものとする。この場合において、登録を取り消したときは、その理由を付して証明者に通知するものとする。
- 3 知事は、証明者の登録を取り消したときは、登録を抹消するとともに、その取消しの日から起算して3年間当該者の登録を行わないものとする。この場合において、知事は、取消しの理由を付してホームページ等で当該者の名称を公表できるものとする。

（分別管理）

第12条 証明者は、入荷、保管、製材加工、出荷等の各段階において、紀州材がその他の材と区別できるよう、シート、テープ、標識、刻印、ラベル、スプレー、ペンキ等により明示し、管理する。

（関係書類の保管）

第13条 生産者は、ガイドラインに基づき関係書類を5年間保管しなければならない。

- 2 証明者は、次の各号に掲げる内容を記した書類を整備し、5年間保管しなければならない。
 - (1) 入出荷時に発行する伝票、納品書等
 - (2) 発行した紀州材証明書の写し
- 3 流通者は、次の各号に掲げる書類を整備し、5年間保管しなければならない。
 - (1) 入出荷時に発行する伝票、納品書等
 - (2) 流通する紀州材に係る紀州材証明書の写し

(実績報告)

- 第14条 証明者は、実績報告書(別記第7号様式)により、紀州材であることの証明及び取扱い等に係る前年度分の実績を、実績の有無にかかわらず毎年6月末までに知事に報告する。
- 2 証明者は、前項の報告書に記載した紀州材の入出荷量の内訳及び管理状況が確認できる書類を整備するものとする。

(検査)

- 第15条 知事は、証明者の分別管理及び証明状況等を確認するため、検査を行うことができる。
- 2 証明者は前項の検査に協力するものとする。

(書類の経由)

- 第16条 この要綱により知事に提出する書類は、証明者の住所地を所轄する振興局長を経由しなければならない。

(その他)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定による登録及びこれに関し必要なその他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

紀州材証明書

年 月 日
番 号

<紀州材使用者（建設業者・施主等）>

様

<紀州材生産者（原木市場等）>

印

<紀州材証明者>

木材業者等登録番号：和

号

紀州材証明者登録番号：紀証登

号

印

下記の資材は、紀州材認証システム実施要綱第2条に基づき、紀州材であることを証明します。

記

| | |
|------|--|
| 工事番号 | |
| 工事名 | |
| 施行箇所 | |

| 樹種 | 製品名・規格等 | 数量 | 材積 (m ³) |
|----|---------|----|----------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

注：製品数が多い場合は、別紙として割印を行うこと。

紀州材証明者登録申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所

代表者氏名

印

紀州材証明者登録について、紀州材認証システム実施要綱第4条に掲げる全ての事項を遵守することを誓約し、同規定により登録を申請します。

記

[誓約事項（要綱第4条）]

- (1) 紀州材とその他の材を現場及び書類で適正に分別管理すること。
- (2) 紀州材の取り扱いに当たっては自らの責任において適正に制度を運用し、紀州材の積極的な需要拡大に努めること。
- (3) 紀州材の使用者等に対し、紀州材に関する情報を積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めること。

[事業者概要]

| 木材業者等登録番号 | 和 号 | |
|------------------|-----|----|
| 事業者名 | | |
| 代表者名 | | |
| 所在地 | | |
| 電話番号 | | |
| FAX番号 | | |
| E-mail | | |
| HPアドレス | | |
| 分別管理の方法 | | |
| 申請時の紀州材 原木在庫量 | スギ | m3 |
| | ヒノキ | m3 |
| | その他 | m3 |
| 備考 | | |

※ 添付書類：事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置図

事業所の敷地、建物および施設（土場、倉庫等）の配置図

申請者住所
代表者氏名

注1 紀州材の保管場所は朱書きしてください。

注2 紀州材の分別管理の状況が分かるように、「紀州材原木置き場」「紀州材製品置き場」等を明記して下さい。紀州材とそれ以外の材が同じ場所にある場合は、分別管理の方法を明記してください。

注3 縮尺（任意）及び方位を記入してください。

紀州材証明者登録通知書

番 号
年 月 日

住 所 (所在地)
氏 名 (法人等名) 様

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

年 月 日付け 第 号で申請のあった紀州材証明者登録申請については、紀州材認証システム実施要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり紀州材証明者として登録したので通知します。

記

| | |
|------|--|
| 登録番号 | |
| 有効期間 | |

条件

紀州材証明者登録内容変更届

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

届出者住所

代表者氏名 印

紀州材証明者の登録内容について、下記のとおり変更したいので紀州材認証システム実施要綱第9条の規定に基づき届け出ます。

記

| 変更事項 | 変更内容 | |
|------|------|--|
| | 変更前 | |
| | 変更後 | |

※ 変更事項には「所在地」「管理方法」等の別を記入すること。

紀州材証明者登録抹消申請書

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所

代表者氏名 印

紀州材認証システム実施要綱第10条の規定に基づき、紀州材証明者の登録について下記のとおり抹消を申請します。

記

- 1 紀州材証明者登録番号
- 2 抹消理由

添付書類

紀州材証明者登録通知書

〇〇年度分紀州材取扱実績報告書

年 月 日
番 号

和歌山県知事 様

報告者住所

代表者氏名

印

紀州材認証システム実施要綱第14条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

| 期 間 | ～ | |
|----------|-----------------|-----|
| 紀州材原木取扱量 | 前年度からの 原木在庫量 | m 3 |
| | 原木入荷量 | m 3 |
| 紀州材製品取扱量 | 前年度からの 製品在庫量 | m 3 |
| | 紀州材出荷量 | m 3 |
| | 証明材出荷量 | m 3 |

※前年度分の実績を、実績の有無にかかわらず毎年6月末までに知事に報告すること。